

議案第51号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民票の写し等及び市税その他の公課に関する証明書等について、電子情報処理組織による請求に対する郵送による交付に係る手数料を減額する必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 8の項中「による交付」の次に「の場合又は電子情報処理組織（福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年福岡市条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）による請求に係る交付であつて郵送によるもの」を加え、同表10の項及び16の項中

「1件につき 300円」を

「1件につき 300円
（電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1件につき250円）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。